

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		指定介護機関の指定の取消し	
根拠法令及び条項		生活保護法第54条の2第4項で準用する第51条第2項	
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 生活保護法第54条の2第4項で準用する第51条第2項 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 保護管理課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

第1号・第2号様式別紙（指定介護機関指定取消し）

第五十四条の二第四項の規定により準用する第五十一条（市長への読み替え後）

（指定の辞退及び取消し）

第五十四条の二第四項において準用する第五十一条（略）

- 2 指定介護機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した介護機関については厚生労働大臣が、市長の指定した介護機関については市長が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 一 指定介護機関が準用する第四十九条の二第二項（第四十九条の二第四項において準用する市長の準用規定含む）第二号及び第三号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 指定介護機関が準用する第四十九条の二第三項（第四十九条の二第四項において準用する市長の準用規定含む）各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 指定介護機関が準用する第五十条又は準用する次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定介護機関の介護の報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定介護機関が、準用する第五十四条第一項の規定により報告または介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定介護機関の開設者又は従業者が、準用する第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定介護機関が、不正の手段により第五十四条の二第一項の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

- 十 指定介護機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

※上記条文の参考となる準用条文(第 50 条、第 52 条及び第 54 条)

(指定介護機関の義務)

第五十四条の二第四項において準用する第五十条 第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(以下「指定介護機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧^ニに被保護者の介護を担当しなければならない。

- 2 指定介護機関は、被保護者の介護について、厚生労働大臣又は市長の行う指導に従わなければならない。

(介護の方針及び介護の報酬)

第五十四条の二第四項において準用する第五十二条 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。

- 2 前項に規定する介護の方針及び介護の報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(報告等)

第五十四条の二第四項において準用する第五十四条 市長(厚生労働大臣の指定に係る指定介護機関については、厚生労働大臣又は市長)は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関の開設者若しくは管理者その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定介護機関の開設者若しくは管理者その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護機関について実地に、その設備若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 省略